

北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)
に関する説明会

日 時 平成25年6月7日(金) 13:30～
場 所 帯広市 とかち館

(1)開 会

○司 会(道農政畜産振興課):

時間となりましたので、ただいまより「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に関する説明会」を開催します。

私は、本日の進行を務めます北海道農政部の多田と申します。よろしく申し上げます。

開会に当たりまして、北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

○多田食の安全推進局長(道農政部):

北海道農政部でBSE対策を担当しています食の安全推進局長の多田と申します。「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に関する説明会」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今日はお忙しい中をご出席いただきましたことに心からお礼を申し上げます。皆さまは、既にご承知のとおりBSE対策につきましては、平成13年の9月に国内で初めて発生して以降、これまで飼料規制、と畜場における特定危険部位の除去、さらにはBSEの検査、トレーサビリティなどについて関係者が一丸となって対策に取り組んできたところ です。

その結果、国内におきましては平成21年1月を最後に発生はありません。また、5月の29日にフランスのパリで開催されました国際獣疫事務局総会におきまして、BSE清浄国である「無視できるBSEリスク」の国に認定することが決定されたところです。また、現在、国ではBSE対策の見直しを行っています、と畜牛の検査対象月齢を30か月齢超から48か月齢超に引き上げることに ついて 手 続 を 進 め て い る と こ ろ で す。

こうした中で道としては、と畜牛のBSE検査のあり方につきまして知事の附属機関で す 北 海 道 食 の 食 の 安 全 ・ 安 心 委 員 会 に あり 方 の 検 討 を お 願 い し ま し た 。 食 の 安 全 ・ 安 心 委 員 会 に お か れ て は 専 門 委 員 会 を 設 置 い た し ま し て 、 牛 肉 の 生 産 ・ 流 通 ・ 消 費 、 学 術 専 門 家 に よ る 検 討 を 行 っ て 、 「 北 海 道 が 行 う B S E 検 査 の あり 方 に つ い て の 提 言 」 を 取 り ま と め て い た だ い た と こ ろ で す。

道としては、食の安全・安心委員会に取りまとめでいただきました提言を踏まえまして、「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)」というものを取りまとめでまして、5月の23日に公表しています。現在、広く道民の方々からご意見をお聞きすることからパブリックコメントを行っています。また、道民の皆様方や関係機関、団体の方からご意見を聞く趣旨から意見交換なども行っています、こうしたご意見をもとに慎重に検討を進めることにしているところです。

この同じような説明会、5月の22日にも帯広で開催させていただきました。その時には食の安全・安心委員会からいただいた提言のご説明をまずさせていただいたところです。今日は、その提言を受けて、北海道でどうするかという見直し(案)について説明をさせていただくことです。内容的に重複する説明もあると思いますが、これまでのBSE対策あるいは提言、見直し(案)について理解を深めていただくことと併せて、皆さんのご意見をお聞きすることが今日の趣旨です。

私どももなるべく丁寧に、あるいはわかりやすく説明をさせていただきたいと思いますので、何かわからない点があればどんどんお聞きいただければ。また、ご意見などもたく

さんご発言いただくことをお願いいたしまして、簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。今日は、よろしく申し上げます。

○司 会(道農政部畜産振興課):

それではここで、配付しています資料の確認をします。

一つ目に資料1、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」、次に資料2、「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について」、三つ目にアンケート用紙の3点を配付しています。資料が不足してありましたら受付の係員にお申し出ください。またアンケート用紙につきましては、受付に回収箱を用意していますので、お帰りの際に提出をお願いします。

続いて、本日の進行についてご説明します。

最初に、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」について、北海道農政部生産振興局畜産振興課主幹の小田より説明します。

続きまして、北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について、北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生担当課長の奥田より説明します。

その後10分間の休憩を挟みまして、本日の説明内容について会場の皆様と質疑の時間を持ちたいと思います。

なお、質問につきましては、効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べていただき、質問は1人1問、簡潔にお願いします。

(2)説 明

○司 会(道農政部畜産振興課):

それでは、まず初めに、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」について、小田からご説明します。

○小田主幹(道農政部畜産振興課):

北海道畜産振興課の小田と申します。内容については、先月、5月22日に開催しました説明会と重複する内容になると思いますが、見直し方針案の説明の前に、一連の流れを改めて確認する意味で、これまでの北海道におけるBSE対策と、北海道食の安全・安心委員会からのBSE検査のあり方についての提言の内容を私から概要を説明します。

(スライド1、2)

まず、これも基本的な事項ですが、牛海綿状脳症がなにかから始めます。

牛海綿状脳症、これはBSEと一般的に呼ばれていますが、牛の脳が主に障害を受けることによって発症する病気です。原因としては、BSEプリオンと呼ばれる異常なたん白質が脳の組織に蓄積することにより組織が萎縮して、スポンジのような状態に形が変化することにより一般的には異常行動、運動失調などの神経症状を示して、最後には死亡してしまう病気です。

原因となります異常プリオンが牛に吸収、蓄積されることによって起こる病気です。この病気がなぜ牛の間で広まったかと言いますと、牛に与えていた飼料に牛のたん白質由

来の原料を使っていたことで、その中にBSEに既に感染していた牛の原料も混入していたことが牛のBSEを広めた原因と現在考えられています。

BSEは牛の病気ではありますが、一方で人に同じようなプリオン病のクロイツフェルト・ヤコブ病という病気がありますが、こちらとの関係で非常に社会問題化しました。

(スライド3)

次に人のクロイツフェルト・ヤコブ病、特に変異型と言われる病気についてのご説明をします。

クロイツフェルト・ヤコブ病、人のプリオン病ですが、これまでも孤発的、突然変異的に特に高齢者に多く発生する病気で、大体100万人に1人位が発病するとされており、原因不明ではありますが、国内では毎年200人位が発病している現状です。

ところが、この孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病と症状その他、病性も非常によく似ているのですが、低年齢の方が発病や病気の進行状態を測る脳波の形状が違う、変わったタイプのクロイツフェルト・ヤコブ病が、BSEの発生とともに報告されるようになりまして、こちらのほうを変異型クロイツフェルト・ヤコブ病というカテゴリーで説明しています。こちらはBSEに罹患した牛に由来する食料を食べたことが原因として疑われています、これまでBSEが一番多く発生しましたイギリスでやはり変異型クロイツフェルト・ヤコブ病も多く発生している実態がありましたが、これから説明しますBSEの諸対策により、BSE発生頭数がどんどん減っていく中で、この変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病もほとんど発生が見られない状況になっています。

(スライド4)

次にBSE対策のこれまでの国内及び北海道内の取り組みの経緯を概要表にまとめました。

平成13年9月に国内で初めてBSE感染牛が確認され、その2カ月後の11月には北海道内でもBSE感染牛が確認されています。

この9月の発生を受けまして国としてはBSE対策として、飼料規制、と畜場におけると畜牛のSRM、後ほど説明します特定危険部位の除去、そしてもう一つ、牛一頭一頭に個体識別番号を登録して、その識別番号によって一頭一頭の牛の出生からと畜までの履歴を国で一括管理する個体識別制度。それと併せて、BSEの発生により当初、牛肉の消費が低下するなど肉牛に関して諸問題が起きたので、その安全性を確認する趣旨から全頭検査も開始され、トータルしてBSE対策が平成13年10月以降、国内で対策がスタートしたことになります。

その一連の対策が進行し、各種施策の効果も見えてくる中で、牛肉の消費も徐々に上向き、安定してきたので、国は、平成17年8月、これを見直して、20か月齢以下の牛はもう検査の必要がないとして検査対象牛を21か月齢以上に変更しました。実際には緩和措置が取られまして、実際には平成20年7月から全国的にスタートするよう国は各都道府県に対して申し入れをした状況にあります。

北海道としては、国の考え方あるいは見直し措置を受けて、道内のBSE対策をどうするか、平成19年10月から11月に道内4か所、旭川、函館、札幌、帯広で、と畜牛のBSE検査の対象月齢の対応について意見交換会を開催させていただき、その結果として平成20年7月の段階では、北海道は独自に全頭検査を継続することとし、現在も継続しています。

この独自検査の継続は、北海道だけではなく、日本全国47都道府県が全ての判断で独自検査を継続している状況が現在まで続いています。

その後、これらの対策が進み、平成21年1月、結果的には国内で最後のBSE感染牛が確認されています。そして同年の5月には、これら日本が講じた対策が評価されまして、国際獣疫事務局という国際的な機関、OIEと略されますが、そこで、日本はBSEの発生はありましたが、いろんな対策を講じてBSEの発生を管理できているとして「管理されたリスク」の国の一つランクアップされて、認定されたところでした。

その後もこれらの対応を継続し、平成21年1月以降に国内ではBSEが発生していないことで、OIEでは、平成25年5月に日本がBSEのリスクを無視できる国、いわゆる清浄国に認定される見込みとなりました。

さらに、各種の対策によってBSEの発生なく、また、これまでの対策によって得られたデータ、国内におけるBSEの実験感染データなどの資料をもとにして国で検討された結果、平成25年4月、国はと畜牛の検査対象を30か月齢超に変更しました。

その検討の過程では、30か月齢超と併せて、さらに上に引き上げてもリスク的には大丈夫ではないかということも検討され、現在、48か月齢超に対象月齢を引き上げることで、国は7月1日からの施行に向けた作業を続けている状況です。

(スライド5)

BSE対策のポイントを四つ説明させていただきます。

まず1番目の飼料規制、これは牛への感染拡大を防止する観点で一番重要な取り組みとなりますが、牛など動物由来のたん白質飼料などを使わないことで厳格な飼料規制を進めています。これは世界的に行われており、世界的には最もピークだった1992年には3万7,000頭のBSEの発生がありましたが、2012年では21頭まで激減しています。これが牛への感染拡大を防止するために最も重要な取り組みという位置づけになっています。

次に、今度は牛肉を食べても安全だという安全対策の部分で一番重要な取り組みがSRM、特定危険部位の除去になります。牛肉の安全対策、リスク回避の一番の柱となる対策です。異常プリオンたん白質は感染した牛の体内に満遍なくあるのではなく、特定の部位に局在しています。仮にその牛の中に微量の異常プリオンたん白があったとしても、その局在している部分を除いて、他の部分を食肉に供する分には、人への影響はほとんど認められないとの科学的知見を踏まえた方策としてSRMの除去が重要になってきます。

一つ飛ばしますが、個体識別制度、これで個々の牛の生年月日等、その牛がどこで生まれ、どこの農場を経由して最終的にどこでと畜されたなどの個体情報が一元管理されたものが公開され、どなたでもインターネット等で確認できるシステムが構築されています。

これらの大きな柱の対策が有効に機能しているかを検証、確認するための措置としてBSE検査が位置づけられています、これは、と畜牛の検査、それと24か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を行いまして、実際にフィールドではどういう状況にあるかを検査で確認している状況にあります。

(スライド6)

飼料規制に関して補足説明させていただきます。

肉骨粉というタイトルにさせていただいていますが、肉骨粉は牛などの家畜をと畜する際に不要になった部分、つまり捨てる部分、そして死体などを材料として、平成13年以前

には飼料や肥料として有効活用されてきたものです。これが世界的に牛のBSEを蔓延させる原因となったと考えられています。それ以降の対策では、牛、羊など反すう動物を原料とする肉骨粉は飼料への使用は禁止の位置づけで規制されています。また、日本では全ての国から反すう動物由来の肉骨粉の輸入を禁止しています。

(スライド7)

これは飼料監視・検査体制の模式図ですが、外国から飼料原料が輸入されるとともに、国内でも牛由来のと畜牛の残渣あるいは死体などを原料にこれまで飼料が作られてきました。輸入につきましては国の出先機関である動物検疫所等が厳重に監視しています。また、製造工場等も農林水産消費安全技術センター等がきちんと確認しており、そこから材料の一部を収去して独自の機関で材料に問題がないか分析調査をしています。

道内におきましても、飼料の混合や配合が道内の工場で行われていますので、こちらについては北海道農政事務所や北海道出先の各振興局などが工場に出向いて、指導や、飼料の収去を行い、材料に問題がないかどうか検査して確認しています。道内では収去してきた飼料の分析等は畜産試験場で実施していて、遺伝子検査などによって牛由来たん白が含まれていないかどうか、規制の網から漏れていないかどうか確認しています。

(スライド8)

次に特定危険部位の補足をします。

SRMと通常言われていますが、特定危険部位です。この図につきましては、残念ながらBSEが発症してしまった牛について異常プリオンがどこに多く蓄積されているかの図になっていて、最終的にプリオンが一番多く蓄積されるのは脳で、約63%のデータとなっています。次に、背骨の中を走っている神経ですが脊髄と腸の一部、盲腸の手前あたりに回腸がありますが、その一番盲腸側の遠位部と言われている部分に蓄積が認められ、もう一つは、脊髄から走っている神経の束、背中あたりに集中しているのですが、そちらに多く見られるデータが出ています。

BSEという病気の性格上、プリオンがある程度蓄積しないと症状が出ませんので多くは高齢牛で症状が認められますが、若齢牛はほとんど症状を示さない。検査で見ついている例はありますが、若齢牛についてもプリオンがどういう動きをしていくかの研究が行われています。当然、飼料から来ますので、まず口を經由して、その後体内に吸収される流れの中で2か所、一つは、喉にあります扁桃です。人も風邪を引くと腫れたり、炎症を起こして熱が出たりします。ここが哺乳類であれば外界からの関門、関所になっていますので、まず扁桃で多く見られます。その後は胃を經由して消化管をめぐって最後に回腸、回腸遠位部では若い牛でもプリオンの一定の蓄積が確認されています。

4月からの省令改正では、検査対象月齢を30か月齢で区切った内容とともに特定危険部位も一部見直されていて、従来、脳を含めた一連の部分は全て特定危険部位とされていたのが、30か月齢以下の牛につきましては扁桃と回腸遠位部にプリオンが蓄積する危険性があり、そこはSRMのまま、ある程度の年齢にならないと蓄積がほとんど認められないような部分は30か月齢以下の牛ではSRMの対象から外すとの内容となっています。

(スライド9)

BSEの検査方法を簡単にご説明させていただきます。

エライザ法を用いて検査し、材料は、人だと首の後ろにある延髄が材料になります。検

査を始めてから結果が出るまで4時間程度を要する作業です。ここにプリオンが溜まっていれば陽性となりまして、陽性となった牛は、BSEの確定検査に回されます。ただ、脳に一定量のプリオンが蓄積していなければ反応は陽性になりません。現在この検査は、食肉用のと畜牛、それから死亡牛も検査をしています。特に若い牛はプリオンがあまり溜まらないこともあって、検査では陰性となってしまう場合もあります。先ほどBSE対策の根幹になるのは飼料規制とSRMの除去が2本柱と説明させていただき、これらが履行されているかどうかの確認・検証としてこの検査が使われているのは、検査をすればBSEの安全性確保は100%大丈夫だと考えることは誤解ですということをご補足させていただきます。

(スライド10)

BSEの検査体制ですが、お手元の表にあるとおり、と畜牛であれば、と畜場のあるところで振興局の出先機関の食肉衛生検査所等が実施しています。全国のと畜数約120万頭の2割近くが北海道で処理されていますので、これらの牛を全てを検査している状況にあります。また、北海道の所管以外にも、市が所管していると畜場が旭川と函館にあります。こちらも道の検査体制に準拠して旭川市と函館市がそれぞれBSE検査を実施しています。

(スライド11)

次に死亡牛の検査体制ですが、マル印をつけている箇所、レンダリング業界等の協力を得て、全道各地域から死亡牛を集約する形で、24か月齢以上の全頭につきまして、道の出先機関の家畜保健衛生所が検査を実施しています。毎年約5万頭の検査を実施していて、全国で10万頭の死亡牛検査が行われている中で北海道はその2分の1と、かなりの頭数を実施しています。このほかに家畜保健衛生所では、24か月齢以下でも臨床的に、神経症状のようなBSEを疑う症状が出ている牛は、別にサーベイランス検査を実施しBSEの状況を確認しています。

(スライド12)

次にBSE対策の実施状況の総括表になります。

中心が、まず牛を飼われている飼養農場さん。ここで生産された牛は、と畜される場合は食肉衛生検査所でBSE検査を行っています。残念ながら農場で死んでしまった場合は、化製場に行く途中でBSE検査を実施して安全性を確認しています。農場で使う飼料につきましては、輸入材料、国内材料等につきましては全て飼料規制の中で確認行為が行われています。反すう動物由来のものは一切牛には使ってはいけないという規制措置が講じられ、その確認対応もなされているところです。と畜場では一般の食肉として流通する前に特定危険部位は全て除去し、除去されたものは焼却処分されて流通ラインには一切乗らないようになっています。

(スライド13)

次は北海道内と同じような状況で各国でも取り組みが進められています。お手元の数値を見ていただければ解ると思いますが、1992年の3万7,000頭をピークに、BSE対策の効果で世界的に発生等数が漸減しており、2012年には21頭まで減少している状況にあります。

参考までに、BSEが一番多く発生した国はイギリスで、1992年以降、最終的に18万5,

000頭近く B S E が発生していますが、2012年には 3 頭まで減少している状況になっています。

(スライド14)

国内の B S E の状況ですが、これは国内で B S E 感染牛と確認された牛を生年月日別に分けたグラフです。日本ではこれまでに36頭の発生がありますが、このうち25頭は残念ながら北海道で発生しています。飼料規制を中心とした国内対策が講じられ、北海道内でも対策を進めた結果、平成14年 2 月以降に生まれた牛では新たな感染牛は今のところ確認されておりません。

そういった状況を踏まえて、日本時間でこの 5 月29日、O I E の総会において、日本は一連の対策が功を奏し B S E を防遏することができたと認識していただきまして、平成21年の「管理されたリスク」の国からまた一つランクが上がりまして「清浄国」と認定されました。

以上が北海道並びに国あるいは世界の情勢を踏まえた B S E 対策の概要になります。

(スライド15)

引き続きまして、北海道食の安全・安心委員会から、これらの対策を踏まえた上で、今後、北海道が B S E 対策をどのように見直していくかの検討をしていただいた概要についてご説明します。

まず、北海道食の安全・安心委員会ですが、これは知事の附属機関で、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議していただくために設置されています。今回 B S E 対策の見直しを検討していただくにあたっては、高度の専門的な議論が必要とされることで委員会の下に B S E 専門部会を設置していただき、具体的な論議を進めました。

B S E 専門部会の構成メンバーにつきましては、部会長としまして、食の安全・安心委員会、我々は親委員会と言いますが、親委員会のメンバーの中から就任いただいて、特別委員として生産者団体からの代表、流通・加工団体からの代表、消費者団体からの代表、あとは B S E 学術専門家、大学で研究されている教授をメンバーに B S E 対策の今後の見直しについていろいろご論議いただきました。

B S E 専門部会は合計 3 回開催されています。

(スライド16)

まず第 1 回目としては、これまで北海道並びに日本がとってきました B S E 対策、特に B S E 検査についての取り組みに対する意見を我々からご報告させていただき、それについてご論議いただいています。

平成13年 9 月、B S E が国内で初めて発生した当時の状況。平成20年 7 月、20か月齢以下の検査はもう必要ないとされて補助金が打ち切られた当時の状況。それと、O I E がそういった取り組みを評価して、発生国から 1 ランク上げて「管理されたリスク」の国に認定した当時の状況等についてご報告をさせていただいています。

(スライド17)

この報告事項に対しましてご論議いただいた結果、各委員からのご意見は次の 2 点に集約されています。飼料規制、S R M 除去、トレーサビリティ制度などの総合的な B S E 対策により、全国的にリスク管理はしっかりと行われていることが認められる。もう一点は、いわゆる全頭検査が重視されている中では、飼料規制、S R M 除去が B S E 対策としては

最も大事だということを道民の皆様によくわかりやすく説明する努力を道としてはすべきだというご意見をいただいています。

(スライド18)

続きまして、今年の2月に2回目のBSE専門部会を開催していただきました。ここでは、道から、ヨーロッパを中心に世界各国におけるBSE対策の取り組み内容についてご報告し、ご論議いただいています。

EUでは、BSE対策の取り組みとして、リスク管理のあり方がまず検討されて、BSE対策の見直しの方向性を示す指針、ロードマップが2005年に公表されたこと。このロードマップというのは、5年後にBSE対策の結果はどうなっているかという5年後を見据えて制定された指針ですので、2005年に制定されたものが第一次としますと、2010年には、さらに今後5年間の取り組み、5年後の状況を見据えた「第二次ロードマップ」が作成され公表されているというような内容をご説明させていただいています。

また、ヨーロッパでは、欧州食品安全機関、EFSA(エフサ)と略されますが、こちらのほうでBSEのリスクを評価して、それをもとにBSE検査対象月齢を決めていますが、取り組み状況を踏まえた中で、2012年10月以降、ブルガリアとルーマニアを除くEU加盟25か国においては、と畜牛のBSE検査を廃止することが可能ではないか、検査は必要ないのではないかという見解にまで進んでいる状況です。

(スライド19)

これらの状況をご報告させていただきまして、委員の皆様からいただいたご意見ですが、世界的にBSEのリスクが低下していることは間違いない、理解できます。そういったグローバルな状況があるのだけれども、やはり日本は管理措置の見直しには踏み出せない状況にありますね、というご見解をいただいています。

(スライド20)

そして最後、第3回目のBSE専門部会が4月24日に開催されていますが、ここでは事務局から2点ご報告をさせていただきます。

1点目は、非定型BSEに対する報告、説明をさせていただきます。こちらの報告内容につきましては、非定型BSEについては主に国の研究機関である動物衛生研究所プリオン病研究センターで研究されていますので、そちらの知見を提供いただいて報告をさせていただきます。

非定型BSEは世界で約70例発生が報告されています。ただ、従来型、定型BSEの発生総数19万例に比べるとごくわずかな発生率であること。そして、非定型BSEはほとんどが8歳を超える牛、いわゆる高齢牛に発生が認められること。

ここには人でも毎年200人位自然発生と書いていますが、人のクロイツフェルト・ヤコブ病との関係を引用させていただいています。人のプリオン病であるクロイツフェルト・ヤコブ病も高齢者がほとんどで、しかも孤発性、突然変異的に、あるいは自然発生的に原因不明で発生し、年間200人位の方がその病気になっているという状況がありまして、牛の非定型BSEの発生メカニズム、まだ研究途上ですが、人の孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病のような発生メカニズムである可能性が高いと言われていています。

国内でもこれまで非定型BSEは2例確認されています、うち1例は23か月齢という若齢牛でした。ただ、その牛の検査が細かく行われており、病変は認められず、そこから材

料をとった伝達試験においても、伝達が認められなかった。要するに、伝染しなかったという結果です。

(スライド21)

そういった科学的なデータあるいは、これまでの対策による取り組みデータ等を踏まえると、繰り返しになりますが、飼料規制をきちんと継続すること、あとは高齢牛の検査を行うことで非定型BSEについてもリスクを軽減することが可能である、非定型BSE対策としては、これらの措置は必要であることを報告させていただき、委員の皆様からも、そういった内容についてはプリオン病の研究として今後も継続・推進することが必要であること。特に非定型BSEにつきましては、確かに不明な点は多々あるものの、定型BSEの対策を厳格に行うことが非定型BSEのリスク管理にも非常に有効だという結論をいただいているところです。

(スライド22)

2点目としまして、この段階でBSE検査の見直し方針について、実際に検査を行っています北海道を除く43都府県に独自にアンケートを実施させていただきました。また、北海道産の牛肉を取り扱われている関東圏などに展開する大手スーパーマーケットにBSEに関する意識調査を実施させていただきました。34社からご協力いただいた内容について報告させていただいています。

調査の結果としては、都府県の状況としては、この段階では、全頭検査をやめる方向で検討中というところが40、未定というところが3という状況でありました。

スーパーマーケットの回答につきましては、日本がと畜場の検査対象月齢を科学的根拠に基づいて世界基準に合わせていくことについては、約8割の大手スーパーマーケットから理解できるという回答をいただいています。

このような内容を部会に報告させていただきました。

(スライド23)

その結果、委員からいただいた意見としては、BSE対策の一部が見直されたとしても、科学的に必要と判断される安全に係る対策は今後も継続されることについて、わかりやすく丁寧に説明あるいは周知をする必要がある。というご意見をいただいています。

(スライド24)

そして第3回目のBSE専門部会におきまして、これまで3回の会合を踏まえた総合的な判断がなされまして、BSE専門部会として北海道に対する今後の取り組みへの提言について、まず案を作成いただきました。この案につきましては、親委員会である食の安全・安心委員会ですらに議論いただいて、最終的には食の安全・安心委員会から「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」をいただいたところです。

左が提言の全文になります。右が、提言を作成するに当たって、また、3回の議論に当たって参考にした文献のリストです。

(スライド25)

提言の内容を拡大してご説明させていただきます。

上段及び中段の部分、今説明させていただいた内容がここに簡潔にまとめられています。その内容を踏まえると、この後説明します次の付帯事項の遵守を前提として、と畜場におけるBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められないという提言をいただい

ています。

(スライド26)

次に、本文の下半分ですが、付帯事項の内容になります。

1 番目。道内の生産者や流通関係者並びに消費者に無用の混乱を来さないため、全国同一のリスク管理に取り組んで、国全体で食品に対する信頼性の確保に努める必要があること。全国同一で国全体ということがまず1 点目です。

2 点目として、B S E 対策の有効性については、道民だけではなく広く消費者の皆さんに対しても丁寧な説明を行っていくこと。

3 番目。このような中で、今、日本はB S E 清浄国に認定された訳ですが、今後、何らかの安全にかかわる新たな問題が確認された場合は、速やかに国にそれへの対応を北海道として求めていくこと。

4 番目は、B S E 清浄国とはなりましたが、引き続きB S E 清浄度を維持していくという作業が残っていますので、国と道は今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について検討しながら皆さんに説明していくこと。ロードマップのような具体的な方針をつくった上で、各種の施策を展開していくという内容をきちんと説明していくこと。

最後に非定型B S E についてですが、こちらについては未解明なところが多いということ部分で、調査研究は国と連携しながら推進していくこと。

以上の5 点を付帯事項として、これを守るという前提に立って、全頭検査を見直すことは可能だという提言をいただいているところです。

前回5 月22日の説明と重複しましたが、改めて後段の見直し方針案の説明のための整理とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

家畜衛生担当課長の奥田と申します。引き続き、見直し(案)についてご説明させていただきます。

これまで道が行ってきましたB S E 対策の取り組みや提言までの流れについては、ただ今ご説明したところですが、それを踏まえて道はここも含めて、先月20日から23日までの説明会、それから全国の動きもありまして、そちらを確認した上で5 月23日に見直しの方針案を公表させていただいたところです。

5 月23日に道が発表しました「北海道におけると畜牛のB S E 検査の見直し(案)」について、お手元に配付されています資料2 によりご説明します。この見直し(案)については、先ほど説明がありましたが、2 ページ目に添付してあります北海道食の安全・安心委員会からいただいた「北海道が行うB S E 検査のあり方についての提言」を踏まえた上で取りまとめたものです。

まず、1 ページ目の1 対応方針の(1)基本的な考え方についてですが、提言におきましては、と畜場におけるB S E 検査については全頭を対象とする必要性は認められないとされたことから、道が行っていると畜牛のB S E 検査については、この提言を踏まえて全頭を対象としないこととしました。

また、この見直しに当たりましては、現場におけます検査以外の飼料規制あるいはS R M の除去、このようなリスク管理の徹底・強化、それに加えて消費者の理解を促進するために以下の①から③の取り組みを行う。

①として、飼料販売業者や農家への巡回あるいは検査の頻度を増やすなどして、最も重要な飼料規制の徹底を行うこととします。

②として、と畜場におけます分別管理などによる特定危険部位の除去の徹底。これは、少なくともこれまでは全頭一律の特定危険部位の除去を行っていましたが、30か月齢あるいは48か月齢の検査とか混乱しますので、そこはタグ、コード等で仕分けをする。あるいは、牛の入れ替えを行い月齢を寄せるなどの作業を行って徹底をしていくことを考えています。

③として、飼料規制や特定危険部位の除去をしっかりとやっていることについての広報活動や、と畜場見学会の企画等を通じて消費者への情報発信を強化し、理解の促進を図ることとしています。

次に、(2)提言の付帯事項への対応についてですが、先ほどありました五つの付帯事項について具体的な道としての対応策を示しました。

まず①、全国同一のリスク管理に取り組むこと。これについては、全国同一となるように国や他の都府県等との情報共有を行っていきます。

②のBSE対策の有効性について丁寧な説明については、国に対して、本来行うべき説明責任をしっかりと果たしてもらうことで、パブリックコメントあるいはリスクコミュニケーションを強化していただくことを求めています。道としても、今現在行っている、パブリックコメントや本日のような時機に応じた説明会を開催しまして、積極的な広報活動を行うこととしています。

③の新たな問題が確認された場合の国への対応要求ですが、これについては、国と情報共有を行って、非定型も含めまして新たな問題が確認された場合には速やかに国へ対応を求めて行くこととしています。

④のリスク管理のあり方についての説明ですが、これについては、先ほどもありましたがロードマップという考え方があります。リスク管理というのは、強めることも必要ですが、全体的な強弱ですね。BSE以外にもサルモネラ、O-157、リステリアやいろいろな危険因子があります。そこで、あるものを強化して、あるものを少し緩めるといったような強弱が必要だということを踏まえたロードマップ、このようなものをしっかりと示していただいて公表していただくことを国にお願いするとともに、道としてできること、先ほども言いましたが、飼料規制やSRMの除去について、現場の取り組みを強化することとしています。さらにそれを情報発信していくこととしています。

⑤の非定型BSEを含めた調査研究の推進ですが、非定型BSEに対する不安感が言われていますが、先ほども言いましたが非定型BSEというのは孤発性、自然発生する病気と言われています。先ほどもありましたが、人の場合でも孤発性があります。100万人に1人の方がかかり、年間200人の方が自然発生されます。牛は、全国で毎年120万頭検査していますが、これまで1300万頭以上検査された中で2頭、非定型BSEが発生しています。人に比べればかなり発生率が低い状況になっています。理由としては、人と違って天寿を全うすることがない。若いうちに食べられてしまうので、そこまで行かないのが実態です。飼われていて高齢になれば発病する危険性は高くなるという状況ですが、いずれにしても発生例数は少ない。それは要するに天寿を全うしないからということではありますが、不安視する意見も多いところですので、これまで研究を重ねてきています国の試験研究機関、

動物衛生研究所に非定型を含めて研究を続けていただくことを要望しますとともに、道にも畜産試験場があります。北海道立総合研究機構と言いますが、こちらでも実際のところ非定型の食べさせる試験を行っているところです。

実験的に脳に非定型BSEを打ち込むといったことでは発病が確認されていますが、実際に食べさせて2年間たっていますが発病していないのです。かなり時間がかかることで、動物衛生研究所と道の畜産試験場でも摂取する試験を継続しています。余りオープンになっていませんが、そういった研究も引き続きやっていただいて、どこから発生するのか、このようなことも重要でありますので、しっかりと研究を続けていただくように協力をしていただくようお願いしています。

続きまして2の今後のスケジュールですが、この見直し(案)についてのパブリックコメントを5月24日から6月22日まで30日間実施しています。また説明会についても、本日終わります。来週は札幌、函館で開催します。必要に応じて追加もしていきたいと思っています。

3ページ目をご覧ください。先ほどもありましたが、5月29日に農林水産省が公表いたしましたプレスリリースを参考に添付しています。先月の末にフランスのパリで開催されましたOIE総会におきまして、日本が「無視できるBSEリスク」の国、いわゆる清浄国に認定されました。このプレスリリースでは「認定されることが決定」となっていますが、実際30日には認定書をいただいているそうです。

今後の予定としては、6月22日までパブリックコメントを行って、その後、道としての回答をホームページ等で公表します。道議会での議論を踏まえまして、検査対象月齢や見直し時期につきまして知事が判断することとしています。

以上、ご報告させていただきます。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

ここで10分休憩をとりまして、質疑に移ります。

なお、ご質問につきましては、なるべく多くの方からお受けし効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べて、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いします。

再開は2時45分からとしますので、よろしくをお願いします。

— 休 憩 —

(3)質 疑

○司 会(道農政部畜産振興課):

時間となりましたので、質疑に移ります。

回答者は、農政部畜産振興課の奥田課長、小田主幹に保健福祉部食品衛生課の本郷主幹が加わり回答します。

ご質問につきましては、なるべく多くの方々からお受けし効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べてください。また、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いします。

それでは、お願いします。

○質問者A:

言葉の意味を教えてくださいたいのですが、資料1の20ページで初めて非定型BSEという言葉が出てきましたが、非定型BSEということは、定型のBSEもあるのでしょうか。非定型とはどういうことなのでしょう。奥田課長の資料の1ページの(2)の⑤で初めて非定型という言葉の説明でしたか、自然発生的な孤発性という言葉があったのですが、非定型という言葉の意味を教えてください。聞き逃したのかもしれませんが、よろしくお願いします。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

BSEというのはこれまで世界で19万頭発生していますが、これは先ほどもありましたように飼料を通じて広がったBSEと言われています。研究が進んで行きますと、これはたん白質の塊、プリオンたん白と言うのですが、この塊だということがわかりまして、通常、牛でも羊でも人でもプリオンというのは持っています。正常な神経組織にあるたん白質なのですが、これが変異したものを変異型プリオンたん白質といいまして、要するにこれがBSEの原因なのです。

そこで、電気泳動といいますが、これをばらばらにしてたん白質を流していきますと特定のところで異常なプリオンたん白質を検出することができます。そこは出てくるサイズがありまして、これよりも軽いたん白質の塊、非定型というのですが、このようなものがあることがわかりました。それよりも重たい異常プリオンたん白質があるのもわかりました。これまで19万頭発生しているのをコモン、C-BSEというのですが、これを通常型といいまして、これよりもちょっと重たいタイプ、軽いタイプがあります。L型というのが軽いのですが、日本で2例出ているのはL型です。世界でもL型と、H型、重たいものが半々位ありまして、約70例の半分がL型、半分がH型というようなすみ分けになっています。

資料にはなく、補足になりますが、専門的になりますが、定型BSEというのはどこから来たかということが調べられています。非定型BSEを実験的に接種しまして、牛では大変なものですからマウスを遺伝子改変して、牛のプリオンをたくさん発生するマウスや、人や羊やありますが、牛の正常プリオンをたくさん発生するマウスの頭に接種して行きますと、L型やH型というのが定型に変わっていくのです。非定型が定型に変わっていくことが今現在わかっています。

今言われているのは突然発生的に発生した非定型、孤発性というのですが、これが何らかの形で飼料として食べられる。あるいは、レンダリングで熱を加える、圧をかける、そういったことによって変様してしまして定型BSEになったのではないかという説が非常に強くなってきています。

今、世界的にこの定型BSEがほとんど撲滅に近い状況になって、昨年も21例しか発生していませんが、それも恐らく過去に感染したBSEですから、恐らく世界的にも近いうちに撲滅宣言がされるかもしれません。ただ、非定型につきましては孤発性といいまして、人でも細胞が老化してきますとこのような異常プリオンたん白質が出てきます。これは100万人に1人になると言われています。牛は、本来30か月齢位になると食べてしまうものですからそこまで行かないのです。牛をずっと飼っていますと15年以上生きるのですが、

そうするともっと出てきます。それははっきりしている。

そこで、さきほども平均して8歳というのがありますが、実際に非定型が出ているのは6.3歳から18歳がほとんどなのです。これより若い牛は2例しかなくて、日本では23か月齢というのがありますが、これは感染するほどプリオンが溜まっていない状態で、発病からはかなり早い段階なのです。これがずっと生きてくと、恐らく48か月齢以上、60か月齢位になると発病してくるのです。それ位になりますと危ないのですが、実際検査では陽性になる前の段階のものは結構ありまして、これまでBSEは36頭出ていますが、実際は100頭以上、感染した牛はいたはずなのです。どう見てもいるはずなのにでなくて、おかしいと言いましたが、結局、検査で陽性になるほど溜まっていないものがいたと。ただ、それは危険だというのではなくて、感染価と言いますが感染する力がないのです。23か月齢の非定型あるいは21か月齢の定型BSEは出ていますが、これは溜まってなくて感染する力がなかった。これは、検査で陰性になるものと、検査でぎりぎりひっかかっても感染する力のないものとの差はないと言われていまして、それが、今回、48か月齢以下の検査は不要という理由になっていますが、世界的にもそれを根拠にしています。要するに感染価というものがあって、難しいのですが、ある程度溜まらないと感染しないと言われていきます。

話がそれてしまいましたが、いずれにしても非定型というのは定型のもとになった可能性は高いと言われていきます。

○質問者A:

わかりました。ありがとうございました。

あわせて、もう一つお願いしていいですか。BSE対策で、飼料規制、特定危険部位の除去あるいはBSE検査とかされていますけれども、飼料対策は解るのですが、肉骨粉を畑の栄養剤である肥料として使っているとか悪いとか、肥料対策についてちょっと仄聞したのですが、肥料に使うことは構わないのでしょうか。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

肥料に関しては、科学的な分野でいけば、特定危険部位を除いた部分については使えるのは食品安全委員会の答申ではあります。先ほど説明が足りなかったのですが、EUの対策がありましたけれども、実は日本のBSE対策というのは欧州委員会の対策をまねして作られてきているのです。その中に要するに見直すロードマップという考え方もあって、それを取り入れたかったのですが、日本人というのはデリケートですから、もうちょっと行ったらいい、もうちょっと検査したらいいというような要望もありましてだんだん形が崩れてきたのは事実ですが、実際のところは、清浄国になりますと、基本的にこれはやっぱり見直すべきというロードマップは作るべしという考え方もあります。

そういった中で、EUはどうしているかといいますと、と畜で可食部についてくる骨がありますが、そういったところについては使えるだろうと。それは牛の口に入れてはいけないのですが、間違っても食べたとしても、それをたくさん食べるのではなくて、土にすき込んだ状態、あるいは葉に付いた状態で食べたらどうかという試験もされていますが、感染価がありまして、まずあり得ないのです。間違っても口に入っても大丈夫ですが、口には入れないという前提で行っています、そういう前提であれば、りん酸肥料としての効果はかなりあることから、SRMではない健全な部分については肉骨粉として肥料として使え

る部分はあるだろうと言われてしています。今はリサイクルの時代ですから、焼却するのにすごくお金がかかります。そこを相殺して、コントロール下であれば可能であろうと。ですから牧草地とか採草地には一切使わないのは当たり前ですが、例えば花や果樹の肥料や、このような使い道はあるだろうと。

人のほうの心配はないかと言いますが、人が土を食べることはあり得ませんし、基本的には化成肥料と合せて使うような形になりますので食べることはないでしょう。間違っても大丈夫というのが科学的な知見です。間違っても食べてはまずいのですが、本当に食べても大丈夫かで知見を出した結果、牛肉とか実際に食べているところに付着している骨などの部分については利用可能でしょう。骨に付いている肉があります、そういったものをただ捨てるのではなく、これを肥料利用できるだろうというような考え方です。

基本的に脳みそや回腸遠位部、扁桃を使うことは一切ありませんが、ただ、アメリカ、カナダにつきましてはそれを使っている部分があるので非常に批判的にはなっている。ヨーロッパについては一切そういうものは使いません。それを参考にしながら有効利用できる道はあるかといった中では、可能であろうと。SRMは一切入れないのですが、少なくとも可食部に付いている骨と肉を使った肥料については、牛の口には一切入れない、もちろん人の口には入らない状況で使うことは可能だろうというような答申がなされていることです。まだ実際動いていないのですが、そういう答申は食品安全委員会では出されたので、それをいかに監視していくか、それがこれからの課題かなと我々も思っています。使うべきでないという意見もありますが、今言ったようなコントロール下では可能だということですから、どう行ったらいいのかといったところをこれから消費者協会の皆さんとも一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

○質問者A:

話の前半で牧場には決して使ってはいけないというお話がありましたけれども、それはどういう規制でされているのでしょうか。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

これから規制される形になると思います。今のところは一切活用されていないのですが、これから活用される段になって、農林水産省としてはそういうことを一応想定しているようには聞いています。採草地、放牧地や牛の口に入るような状況では一切使わせないという前提で検討しているというようには聞いています。実際にこれから表に出てくる段階では、それがないと我々としては認めることにはならないのではないかと考えています。

○質問者A:

わかりました。ありがとうございます。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ほかに質問はありませんか。

○質問者B:

BSE検査見直し(案)の対応方針にあります基本的な考え方についてご質問させていただきたいと思っております。

二つ目のマルのところ、道として現場レベルでのリスク管理の徹底とした上で、①の飼料規制の徹底の中に牛飼養農家に対する巡回などチェック機能を強化すると記載されていますが、現段階で具体的にどのような形でチェック機能を強化することを考えられていますか。

るのかお聞かせ願いたいと思います。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

目立たないのですが飼料規制の監視が実際行われています、道内の飼料の販売業者、製造販売業者を3年に1回、巡回して、ちゃんとしているかどうか書類の審査や、飼料を実際に収去し、畜産試験場で検査を行っています。そのほかに一般農家についても、畜産農家に入りまして飼料を収去してきて調べることを行っています。これまで年間大体200件位行っていますが、これを300件位に増やしましょうと。飼料会社につきましては3年に一度のスパンがありますので、その分を実際に農家に立ち入る機会を増やすといったようなことを想定しています。

先ほどもありましたが、実際に立ち入っているのは各振興局の担当者、それから北海道農政事務所、こちらが大体ペアで回っていますので、同様なことを考えています。

○司 会:

よろしいでしょうか。

○質問者B:

ありがとうございます。

○司 会:

ほかに質問はありませんか。

○質問者C:

先般、川西で行った時にもお話をさせていただいたのですが、消費者が安心を感じることと、リスク管理上安全であることとの間に乖離がある。この乖離をどう行って埋めるのですかというお話もさせていただいたのですが、飼料規制とSRMの除去を行っていけば基本的に原因となるものは人の口に入らないという形になってきたというのはそのとおりだと思うのですが、それならなぜ全頭検査をしてきたのか。全頭検査は消費者にとっては安全の一つの視点というふうに捉えているのです。ですから、20か月齢以下の検査をする必要がないと言った時にも全国的な一律の対応のことで任意的な継続を全国の市町村が行われてきた訳ですが、それは消費者が不安に思う材料を除くというのが大きな目的であったと思うのです。科学的な知見でいえば、当然、全頭検査をしなくてもリスク管理はしていけることだと思うのですが、それを当初行って、月齢をだんだん引き上げていくと、その部分は検査をしなくていいというところが消費者には不安に感ずるところなのです。

そこで、全頭検査をなぜ始めたのというところが実は十分理解されていないというところなのです。これが消費者が不安に感ずるというところなのです。科学的に安全だと消費者に安心してもらおうというところに一番大きな乖離があるのは、その全頭検査の部分だと思うのです。

それで、もう一点。BSE専門部会の中に特別委員として北海道消費者協会から消費者代表として入っていますが、今回も北海道消費者協会としてこの部分についての反対、いわば消費者代表の意見が今回の食の安全・安心委員会の提言の中に十分反映されていないという捉え方をしているのです。これは今かなり責任のある立場の方から伺ったのですが、多数決のような形で最終的に押し切られたようなものだという説明をされていたのですが、BSE専門部会というのはそういうところではないはずなので、たとえ反対意見があった

としても、それは併記して、こういう意見もあったという形にしておく。まして消費者代表から出ている委員ですので、十分配慮していただきかけたと思っていますので、もし所見があればその辺お願いをしたいと思います。

それから、もう一点。飼料規制は当初から行われていますが、その時に、あわせて採草・放牧兼用地とか牛が食べる飼料についての肥料の規制も当初あったように記憶をしていますが、今回、それはほかの化学肥料と混ぜて放牧地に施用しても牛が食べてもそれほどリスクはないとの話がありますが、今後、アメリカやカナダなどの特定危険部位がまじった肥料が国内に入ってくる可能性があるとする、やはり牛が口にするものについては一定の規制措置というのは残しておく必要があるんじゃないかという気がしますが、いかがでしょうか。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

全頭検査の始まりは、十分ご存じかと思いますが、平成13年にBSEが発生した当時、飼料規制が一番重要、特定危険部位の除去が重要と言いながら実際行われていなかったのはご存じのとおりです。実際、飼料規制というのは、文書で禁止はされておりましたが、映像が随分流れて港に肉骨粉が山積みになっている絵が随分ありましたが、実際それが飼料の中に紛れ込んでいたことはどうもあるようだということもわかりました。肉骨粉だけではなくて、当時は代用乳の中にレンダリング油脂がオランダから輸入されたものが入っていました。そのレンダリング油脂というのは非常に大きいたん白質の粒子が入っていて、まさに肉骨粉の入った油脂ではないかというようなものもありました。結局それが原因だろうと言われていますが、そういった事実があった訳で、何を信用していいかわからない状況でした。

検査についても、先ほど言いましたが、しつこいようですが全頭検査をしても感染しているのはわからないのです。若い牛は感染していても陰性になります。これは実験感染でわかっています。ですから、逆に言えば、それはまやかしになるのでやめたほうがいいという意見もあったのは事実なのです。当初、30か月齢以上で検査を始めようことで坂口厚生労働大臣は提唱したのですが、牛肉が売れない、農家が潰れてしまうといったような牛肉生産団体あるいは流通団体からの強い要望もあって、食べてもだめだ、食べても安心にはならない、安心するなら、牛肉が売れるなら、農家が助かるなら全頭検査でも何でも始めましょうとあって、いろいろ業界団体の意向もあって始めたのが事実。とりあえず安心させようと。安心にもならないのですが、何でもいいから行ってみようことで始めた日本だけの対策なのです。

実際これを行った関係から、20か月齢以下は一切出ないことはわかっています。30か月齢以下は2例ありましたが、これはぎりぎり陽性で、本当の陽性ではありません。どうもあるようだことで濃縮して、陽性にしたもので、本当は陽性ではないのです。陽性のような反応があるところを濃縮して、500~1,000倍以上に濃くした状態で何とか陽性にしたもので、実際に病変はありません。ですから、さきほども言いましたが、感染価がないのです。これは検査で陰性になっていてもおかしくないものなのです。最初にそういったことが一切説明されないで始めてしまったために、全頭検査が今まで継続されてきたというのが事実です。ですから、最初から全頭検査は安全対策ではないのです。売るために始めたのは事実であります。

そして、検査を行っても検出限界というものがあるということは坂口厚生労働大臣は最初に言っているのです。そこが全然なくて、全頭検査をすれば安全だとおっしゃられた方がかなりいまして、全頭検査を行っているから安全だから牛肉は食べて大丈夫ですと売ったのです。実際、報道関係もそういう報道をされました。それが今に至って、清浄国になっても全頭検査をすれば安全でないかという伝説になってしまっているのは事実です。

ただ当時は、さきほども言いましたが感染していても肉は大丈夫ですが、それが通用しなかったというのは事実です。だが、当時は仕方がなかった。なぜかといいますと、肉骨粉はありました。発生はあった。SRMも、ピッシングというのを行って、正直、胸を張れる状況でなかったのは事実です。そこで、平成20年、先ほどありました国が省令で見直した全頭検査の当時は、世界的に禁止しなさいと言われていたピッシングをと畜場でやっていたのです。ピッシングというのは、牛の頭に穴をあけて気絶させたところにワイヤーを入れて脊髄を壊してしまうという操作でありまして、実は血流を遡ってプリオンが入ってくる可能性は否定できない行為だったのですが、それが行われていました。違法な行為ではないのですが、そういった状況もあって平成20年当時は全頭検査を要請する声が相当あったのは事実です。そこで、北海道が1番ではないのです。全国的に継続しますという意見が過半を占めた中で、北海道も決断したというのは事実です。

ただ、その後、平成21年に「管理されたリスク」の国になっているのですが、この時点ではピッシングは行われていなかった。本来的にはその時に議論する話だったのですが、政権交代がありました。その中で議論が盛り上がりなかつたというのが一つあります。

「管理されたリスク」の国になった時点で、ある程度これは議論しなければいけなかったことだと私は思っていますけれど、これは私だけでなくいろいろな方がそうおっしゃっています。そういったような背景があることを一つ納得していただきたいと思います。1点目はそういうことです。

2点目ですが、BSE専門部会で確かにありました。名前は申しませんが、一緒に検討していただきました。で、今言った不安の声が非常にあった中で、協会としての全頭検査継続というものを預かってきましたが、いわゆる専門家を集めて、生産、流通、消費、それから獣医学といいますかプリオン病の専門家を入れた中で、私は説明員で入ったのですが、その中では、やればやるほど知識が高まってきて全頭検査は必要でないことは重々わかってくる訳です。で、非常にご本人は苦勞されたのですが、それをどう伝えていいのか非常に悩んでいます、最終的には、いただいてきたものは届けると。全頭検査の継続を求めるとはいうけれども、個人的には若い牛で必要がないことはわかっています。そこでかなり苦勞された。苦澁の決断だったことは事実です。したがって、多数決で押し切ったことは一切ありません。それについては科学的に必要なことは皆さんわかっている中での話で、要するに、全頭検査を求める、安心を求める声もあることを受けてきた中で議論されたのは事実です。しかし、科学的に必要なことは皆さんわかっていました。

であれば何が必要かといえば、やはり説明して理解していただく、丁寧な説明しかないだろうと。今日は深い話をさせていただいていますけれど、このような話をするのが一番ではないかというようなことがありました。その辺のところはご理解ください。

3点目の肥料の関係ですが、私は獣医ですから、草にプリオンがあつてどうというのは

ありましたけれども、基本的に牛というのは草先しか食べないのです。馬は根元まで食べますが、土を食べることはないのです。羊も根元まで食べるのですが、牛というのは、歯はありますが舌が発達していませんので、先しか食べないので、土を食べることはないのです。したがって、肥料をまいても基本的には食べないだろうというのがまず一つあるのです。そこから始まっていますので、万が一、土に施用されたとしても危険性はかなり低いだろうというのがまずあります。ただ、それはあくまでも滑りどめであって、食べさせないというのが基本ですから、肥料につきましては、これからの話になると思いますが、言うべきことは皆さんと言う、行ってはいけないことは申し立てるといったようなことがこれから必要かなと思っています。ただ、逆の発想もありまして、肥料を活用したいという業界の意向もあるようですので、そこの議論の必要は出てくるのではないかと個人的には思っています。

○司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

○質問者C:

大変よくわかりました。大事なのは、全頭検査をすれば安全ということではないのだということですね。やはり多くの消費者が不安に感じているところはそこですので、それをどう行ってわかりやすく丁寧に説明していくかということだと思いますので、今後ともその部分はよろしくお願ひしたいと思います。

○多田食の安全推進局長:

回答者ではないのですが私からも補足させていただきますと、消費者協会からのご意見、私ども受けて読ませていただいているところです。それは貴重なご意見としてまず承らせていただきたいことです。

いくら科学的に安全だと言われても、不安に思う消費者はやっぱりいらっしゃると思うのです。そこは、今回の問題も、この一つの結論だけではなくて、引き続き非定型の研究なども継続していくような方向で我々は国にも要請していきます。必要であれば我々も協力していくようなこともありますので、これからも長い先を見ながら消費者とのリスクコミュニケーションや勉強会を重ねながら少しずつ理解をしていただく努力を我々もしていきたいと思っています。また、消費者協会にもそういったことについての我々の考え方もお伝えして、具体的にそういうふうに進めていきたいと思いますという話などもさせていただいているところです。

それと、先ほどの食の安全・安心委員会とBSE専門部会の話。今、奥田が言ったように多数決ということではなかったのです。特にBSE専門部会でまとまった原案は、親委員会の食の安全・安心委員会でもかなり加筆・修正されているのです。議事録が公開されていますが、その中でも消費者の意見もたくさんありますし、また逆に生産者団体のご意見もある中で、加筆・修正して、最終的にこれでよろしいですかという中でまとまった経過にあります。それを受けて今、私ども道としての対応を決める訳でありまして、ですから最終的にはその責任というのは道にある訳です。ですから、今いただいたご意見、パブリックコメントも今行っていますのでそのご意見、あるいは議会のほうの議論もあります、そういったものを含めて我々は慎重に判断していきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひします。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ほかに質問はありませんか。説明でわからなかった点や、もっと詳しく聞きたい点などがありましたらお願いします。

○質問者D:

一つは要望で一つは質問ですが、先ほどの肥料規制について、牧草にはまかないように…との話があったが、畑作農家がデントコーンを作付けし、畜産農家に提供している場合もあり、風評被害をまねかないよう、対応をお願いしたい。

次に、道対応方針1の(1)の②「SRMの除去の徹底」について、具体的にと畜場はどのような対応をとるのか？生産者の出荷日時、時間も変わってくるのか？

○本郷主幹(道保健福祉部食品衛生課):

厚生労働省からガイドラインが示され、6月3日にと畜場向け説明会を行ったところです。混乱も生じると思われるので、各と畜場の検査員(道職員)が分別管理を検証していく予定です。

生産者の出荷日については、月齢によって日を分けるのは現実難しいと考えています。時間の調整はあるかもしれないので、と畜場から要請があれば協力をお願いします。道で全道のと畜場に搬入の日時を示すことは想定しておりません。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ほかにご質問はありませんでしょうか。

○質問者E:

今回の説明会には関連しませんが、24か月齢以上の死亡牛BSE検査の助成金はなくなりますか？

○小田主幹(道農政部畜産振興課):

死亡牛の検査につきましては、国はこれから検討をするところと聞いています。助成金は今までどおりとされています。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ほかにご質問はありませんでしょうか。

○質問者F:

全国一律の対応とありますが、3か所未確定となっており、ここがやることにした場合の対応はどうなりますか。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

3か所未確定というのは4月時点のものでありまして、5月のアンケートでは状況も変わってきています。最終的に全国一致しなかった場合は、その際検討することになりますが、道産牛肉が流通しているところは同じリスク管理で行う必要があると考えています。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ほかにご質問はありませんでしょうか。

説明でわからなかった点や不足している点、もっと聞きたい点などがありましたらどうぞお願いします。

これもちまして説明会を終了しますが、最後にご質問があれば伺います。

(4)閉 会

○司 会(道農政部畜産振興課):

ないようなので、これもちまして「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に関する説明会」を閉会します。

お帰りの際はアンケート用紙の提出をお願いします。出口の受付のところに回収箱を用意していますので、よろしくをお願いします。

また、現在実施しています北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に係るパブリックコメントの募集要領を受付に用意していますので、関心のある方はお持ちください。本日は長時間、ありがとうございました。